

八洲学園大学 内部質保証実施要領

1. 目的

この要領は、八洲学園大学内部質保証推進規程第7条により、内部質保証に係る各委員会・事務局の実施体制・手続等について定める。

2. 内部質保証に係る実施体制

大学及び各委員会・事務局（以下、各部局という。）の点検・評価及び改善計画に係る実施体制は次の通りとする。

	部局等	点検・評価 実施責任者	点検・評価 実施組織	点検・評価の項目(周 期)	改善計画の 立案責任者
機関	事務局	事務局長 総務委員長	事務局 総務委員会	大学基準に係る事項 (3年) 他機関からの改善指 導事項(1年) 中長期計画に係る事 項(1年) 教育の質保証に係る 事項(1年)	総務委員長 事務局長 事務局長 事務局長
カリキ ュラム	教務委員会	教務委員長	教務委員会 総務委員会	教育の質保証に係る 事項(1年)	教務委員長
委員会	教務委員会	教務委員長	教務委員会 総務委員会	教育の質保証に係る 事項(1年) 中長期計画に係る事 項(1年)	教務委員長 教務委員長
	総務委員会	総務委員長	総務委員会 事務局	教育の質保証に係る 事項(1年) 中長期計画に係る事 項(1年)	総務委員長 総務委員長
施設等	図書館等	事務局長	事務局	教育の質保証に係る 事項(1年)	事務局長

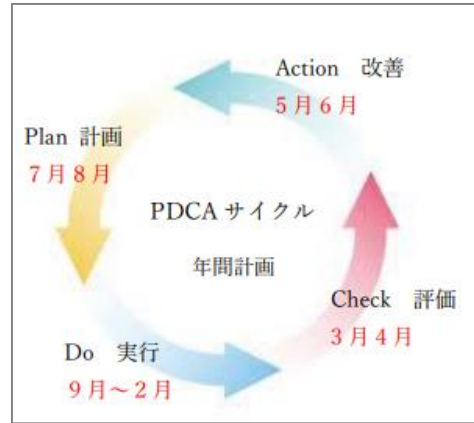
3. 内部質保証に係る手続き

- (1) IR推進部会は年度の始めに、前年度の学内の情報を集約し、学長に提供する。
- (2) 改善計画の立案責任者は、担当部局等の、最新の「自己点検評価書」に書かれた「改善・向上方策(将来計画)」から当該年度に取り組むものを改善計画シートに記入する。
- (3) 内部質保証推進部会(7月もしくは8月)で、学長の提言等を踏まえて、改善計画シートをもとに、当該年度の取組方針を策定する。
- (4) 各部局は、上記(3)で定めた改善計画等を踏まえて、改善計画の実施に努める。
- (5) 点検評価実施責任者は、改善計画シートに取組状況を加筆して内部質保証推進部会(3月もしくは4月)に報告する。
- (6) 改善結果は、次期「自己点検評価書」に反映させ、同書をホームページで公表する。

4. 内部質保証に係る標準的スケジュール

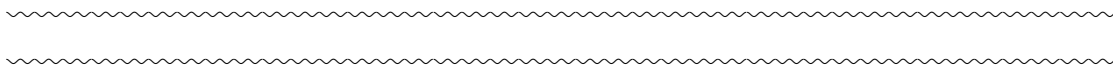
Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のサイクルは、以下の通りとする。

- 3月～4月 Check (評価)
- 5月～6月 Action (改善)
- 7月～8月 Plan (計画)
- 9月～2月 Do (実行)



5. 改善計画シート

() 年度自己点検評価書			
基準	改善・向上方策 (将来計画)	実施年度	取組状況
1	(自己点検評価書からの転写)		
2			



(令和5年6月27日決定)
(令和6年2月27日一部修正)